

監査・選挙・議会

◆監査 ◆選挙 ◆議会

◆ 監査

監査事務局 TEL 3908-1197 FAX 3908-9052

監査委員

監査委員は、区の事務事業が様々な法律や条例等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうか、区民の福祉増進のため、最小の経費で最大の効果を挙げているか等の観点から監査を行うため、地方自治法に基づき設置している機関です。

監査委員は識見を有する者2名と区議会議員選出2名の計4名で構成しています。

住民監査請求

区民は、区長や職員等について、違法もしくは不当な公金の支出等があると認めるとき、または違法もしくは不当に公金の賦課もしくは徴収等を怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添えて、監査委員に対し監査を求め、このような行為の防止や是正など、必要な措置を求めることができます。

◆ 選挙

選挙管理委員会事務局
TEL 3908-9054 FAX 3908-9064

選挙管理委員会

選挙管理委員会は、地方自治法に基づき、選挙が公正に行われるために、長から独立した機関として設置されています。

各種選挙の管理及び執行、選挙啓発、政党及び政治団体に関する事務などを行っています。

委員は議会の選挙により選ばれ、4名で構成されています。

任期は4年となっています。

投票

北区で投票できる方は、北区の選挙人名簿に登録され、選挙の要件を満たしている方です。選挙が行われるときは、選挙のお知らせ（投票所入場整理券）を郵送します。

選挙人名簿の登録

18歳以上の日本国民の方で、住民基本台帳に登録さ

れ北区内に引き続き3カ月以上お住まいの方を登録します。

【定時登録】

毎年3月、6月、9月、12月に定期的に登録します。

【選挙時登録】

選挙が行われる場合登録します。

期日前投票

投票日に仕事、冠婚葬祭、旅行や病気などで投票所へ行って投票することができない方は、選挙の公（告）示の翌日から投票日の前日まで、期日前投票所で投票することができます。

不在者投票

【指定施設での不在者投票】

あらかじめ指定されている病院や老人ホームなどに入院または入所中の方は、その施設で投票することができます。

【郵便等による不在者投票】

身体障害者手帳・戦傷病者手帳をお持ちの方で、一定以上の障害のある方、または介護保険の被保険者証をお持ちの方で、要介護5に認定されている方は「郵便等投票証明書」の交付を受けることにより、郵便等（郵便と信書便）で投票することができます。

【北区外での不在者投票】

仕事などの用事で区外に滞在中の方は、北区から用紙を取り寄せたうえで、滞在先などの選挙管理委員会で不在者投票ができます。

【その他、特定国外不在者投票、洋上投票（国政選挙のみ）、南極投票（国政選挙のみ）があります。】

在外選挙制度

外国にいても、国政選挙に限り投票できる制度があります。海外へ転出される際はお問い合わせください。

選挙の種類と概要

選挙の種類		総定数	選挙区と定数	
衆議院議員選挙	小選挙区	289人	北区全域と周辺区の一部	1人
	比例代表	176人	東京都全域	17人
参議院議員選挙	選挙区	148人	東京都全域	12人
	比例代表	100人	全国	100人



選挙の種類	総定数	選挙区と定数	
都議会議員選挙	127人	北区全域	3人
都知事選挙	1人	東京都全域	1人
北区議会議員選挙	40人	北区全域	40人
北区長選挙	1人	北区全域	1人

※ 衆議院議員選挙のときは、最高裁判所裁判官国民審査が行われます。

(令和4年7月1日現在)

◆ 議会

区議会事務局 TEL 3908-9948 FAX 3908-0600

北区議会議員の定数は条例により40人となっています。区議会には年4回(2月、6月、9月、11月)開かれる定例会と、必要に応じて開かれる臨時会があります。

区議会への請願・陳情

請願・陳情は、区民の皆さんが議会に対し、施策の実現を要望することができる制度です。議会では、これらを慎重に審査し、結果を提出者に通知します。

- あて名は区議会議長とし、区議会事務局に提出してください。請願・陳情ともに形式は同じですが、請願書には紹介議員の署名が必要です。
- 受付は常時行っていますが、会期の初日の4日前(区役所が休みの日を除く)までに提出された請願・陳情は、原則としてその定例会の会期中の委員会で審査されます。

(記入例)

年月日	氏名	住所	請願(陳情)者(代表者)	紹介議員(署名または記名押印)	理由	要旨	〇〇に関する請願(陳情)書
東京都北区議会議員 殿	氏名	住所	請願(陳情)者(代表者)	紹介議員(署名または記名押印)	理由	要旨	〇〇に関する請願(陳情)書

- ※ 陳情の場合、紹介議員は必要ありません。
- ※ 請願者・陳情者の住所・氏名は原則公開されます(特段の理由がある場合には一般公開資料(HP等)において住所の一部及び氏名を非公開とすることができます)。
- ※ 区外に住所を有する個人又は団体から提出された陳情等は、所管の委員会及び関係部に参考送付し、委員会では審査いたしません。

区議会の傍聴

本会議及び全員協議会は、区役所第一庁舎4階の区議会事務局で傍聴券の交付を受けてから、6階の傍聴席で傍聴できます。委員会は、区役所第一庁舎4階の委員会室で傍聴簿に記入の上、傍聴できます。

傍聴の定員は、本会議場が70人、第一委員会室が20人、第二委員会室が30人で、先着順となります(状況により人数が制限される場合があります)。また、手話通訳派遣も行っています。詳しくは北区ホームページをご覧ください。

委員会活動

議会では、広範多岐にわたる案件を専門的、合理的かつ能率的に審議するため、次の委員会を設けています。

【各委員会の所管及び審査事項】

常任委員会	企画総務(定数8人)	政策経営部、総務部、危機管理室、会計管理室、選挙管理委員会事務局及び監査事務局に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項
	区民生活(定数8人)	地域振興部、区民部及び生活環境部に関する事項
	健康福祉(定数8人)	福祉部及び健康部に関する事項
	文教子ども(定数8人)	教育委員会事務局に関する事項
	建設(定数8人)	まちづくり部及び土木部に関する事項

議会運営委員会(定数11人)	1. 議会の運営に関する事項 2. 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項 3. 議長の諮問に関する事項
----------------	---

特別委員会	地域開発(定数8人)	1. 西ヶ原地区まちづくりについて 2. 志茂地区まちづくりについて 3. 赤羽駅東口地区まちづくりについて 4. 赤羽西地区まちづくりについて 5. 赤羽南地区まちづくりについて 6. 田端地区土地区画整理事業について
	防災対策(定数8人)	1. 地震災害について 2. 風水害等について
	十条まちづくり(定数8人)	1. 十条駅付近立体交差化について 2. 十条駅周辺地区再開発について 3. 十条地区まちづくりについて
	都市ブランド推進(定数8人)	1. シティプロモーションについて 2. 観光及び産業・文化PRについて 3. 都市間交流・連携事業について
	新型コロナウイルス感染症対策(定数8人)	1. 区民への新型コロナウイルス感染症に関する対策・給付事業等について 2. 区内事業者への新型コロナウイルス感染症に関する給付事業等について 3. 区民施設における新型コロナウイルス感染症に関する対策について 4. 高齢者施設、障害者施設等における新型コロナウイルス感染症に関する対策について 5. 区立小中学校、保育園、幼稚園等における新型コロナウイルス感染症に関する対策について 6. 新型コロナウイルス感染症に関する医療機関との連絡・調整について 7. 新型コロナウイルス感染症に関するワクチンの接種等について 8. 国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険の新型コロナウイルス感染症に関する対策について

※ 予算、決算審査のため、別途特別委員会が設置されます。

本会議・委員会の会議録、資料等の公開

本会議の会議録や委員会の会議録・資料等を、冊子や北区ホームページで公開しています。また、本会議の録画映像を、J:COM東京北や北区ホームページで公開しています。詳しくはお問い合わせください。

